

新潟県特別栽培農産物認証要綱の改正に係る新旧対照表

改正後	現行
<p>新潟県特別栽培農産物認証要綱</p> <p>制定 平成 10 年 8 月 3 日 最終改正 <u>令和 8 年 2 月 24 日</u></p> <p>(目的) 第 1 ～第 3 (略)</p> <p>(認証基準) 第 4 特別栽培農産物の認証基準は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 生産された農産物が、次の要件を全て満たしていること。 ア 汚泥肥料及び<u>汚泥肥料が混合</u>された普通肥料(別に定める基準を全て満たすものを除く。)を使用して栽培した農産物ではないこと。 イ～オ (略) (4)～(6) (略)</p> <p>(新潟県特別栽培農産物認証制度運営委員会の設置) 第 5 ～第 20 (略)</p> <p>附則 1 この要綱は、<u>令和 8 年 2 月 24 日</u>から施行する。 2 (略)</p> <p>別表 1 ～ 3 (略)</p>	<p>新潟県特別栽培農産物認証要綱</p> <p>制定 平成 10 年 8 月 3 日 最終改正 <u>令和 7 年 2 月 4 日</u></p> <p>(目的) 第 1 ～第 3 (略)</p> <p>(認証基準) 第 4 特別栽培農産物の認証基準は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 生産された農産物が、次の要件を全て満たしていること。 ア 汚泥肥料及び<u>菌体りん酸肥料並びに前掲肥料が原料として配合</u>された普通肥料(別に定める基準を全て満たすものを除く。)を使用して栽培した農産物ではないこと。 イ～オ (略) (4)～(6) (略)</p> <p>(新潟県特別栽培農産物認証制度運営委員会の設置) 第 5 ～第 20 (略)</p> <p>附則 1 この要綱は、<u>令和 7 年 2 月 4 日</u>から施行する。 2 (略)</p> <p>別表 1 ～ 3 (略)</p>